

労使協定書

有限会社 春（以下「甲」）と 従業員の過半数の代表者で選ばれた代表者（以下「乙」）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

第1条 本協定は派遣先で別表1-1に示した職種の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等ため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、割増賃金（時間外労働、深夜・休日労働）、通勤手当、退職一時金とする。

第3条 （賃金の決定方法）

対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額は、次の各号に掲げる条件を満たす別表1-1に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表1-2の地域指数を乗じたものとする。

- （1） 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和2年10月20日職発1020第3号「令和3年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について」（以下「通達」という。）に定める「令和元年賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）より対象となる職種を抜粋した「一般賃金の額（令和3年度適用）」別表1-1を用いるものとする。
 - （2） 地域調整については、就業地が複数地域になることから、通達に定める「公共職業安定所管轄地域の指数」より対象地域を抜粋した別表1-2を用いるものとする。
- 2 現下の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う労働市場への影響等を踏まえた取扱いについて、対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表を用いるものとする。
- （1） 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染拡大による派遣労働者の雇用への影響を踏まえ、派遣労働者の雇用維持・確保を図ることを目的として、令和3年度中においては、通達の第1の5に定める「一般賃金の額（令和2年度）」を用いることにより、対象となる職種を抜粋した「一般賃金の額（令和2年度適用）」別表1-1に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表1-2の地域指数を乗じたものとする。
ただし、このうち短時間又は有期雇用である対象従業員については、正社員との間で不合理な待遇差が生じることとならないよう留意するものとする。
 - （2） 甲及び乙は、次に定める事業活動を示す指標等の事項を確認し、前号の取扱いを適用するものとする。
 - ① 甲の直近の令和2年2月における事業活動を示す指標である労働派遣契約数が別紙3のとおり、前年同月と比較して減少していること。
 - ② 甲の事業活動を示す指標である地域別年間新規労働派遣契約数が別紙4のとおり、前年と比較して減少していること。
 - ③ 甲の主な派遣先の製造業において、感染防止対策としての休業等による雇用調整により生産が継続的に減少していることから、令和3年度中の感染症の動向によっては、引き続き、労働者派遣契約数の減少が見込まれること。

第4条 対象従業員の基本給は、適用年度の「一般賃金の額」に次の各号に掲げる条件を満たした別表1-3のとおりとする。

- (1) 別表1-1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。
- (2) 別表1-3の各等級の職務と別表1-1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとする。

Aランク 10年

Bランク 5年

Cランク 0年

対象従業員の職務の内容、成果、意欲又は経験等を公正に評価して賃金を決定する。会社は社会・経済情勢の変化または業務内容、労働条件の変更により、基本賃金の見直しが必要と認めた場合には、対象従業員の勤務成績と技能の向上について、派遣先からの情報提供と会社の経営状況等を考慮し行うこととする。

「人事考課表」別紙1-4に基づき勤務評価を実施した結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の0～0.8%の範囲で手当を支給する。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた新たな就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の割増賃金(時間外労働、深夜・休日労働)は、派遣社員賃金規程第17条から19条に準じて法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は実費に相当する額とし、派遣社員賃金規程 第16条の規定により支給する。

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数

通達に定める「平成30年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)の「退職一時金受給のための最低勤続年数において、最も回答割合の高かったもの(自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年)

- (2) 退職時の勤続年数ごと(3年, 5年, 10年, 15年, 20年, 25年, 30年, 35年)の支給月数

「平成30年中小企業の賃金・退職金事情」の高校卒の場合の支給率(月数)に同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの

- (3) 支給規程

対象従業員の退職手当は派遣社員賃金規程 第20条(退職一時金)の規程に掲げる条件を満たした場合に支給する。

第8条 福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

第9条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

第10条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

1. 甲及び乙の一方は、感染症の影響を踏まえ、協定内容の変更を行う必要があると判断した場合には、有効期間中においても、第3条2項の規定の変更を申し出ることができる。

第11条 本協定の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

令和3年4月1日

(甲) 豊川市一宮町下新切44番地26

(乙) 従業員の過半数で選ばれた者

有限会社 春

取締役 今泉年雄

Ⓢ

Ⓢ

別表1－1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（第3条2項（1）関係）（令和2年度適用）
「基準値（0年）×能力・経験調整指数」（適通に定める平成30年賃金構造基本統計調査）

		基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
厚生省 産業分類	職種	0年	1年	2年	3年	5年	1 0 年	2 0 年
272	出荷・受荷係事務員	1,057	1,226	1,341	1,394	1,467	1,728	2,156
497	金属研磨設備	1,043	1,210	1,324	1,376	1,448	1,705	2,128
498	金属溶接設備員	1,085	1,259	1,377	1,431	1,506	1,774	2,213
527	汎用金属工作機械工	1,063	1,233	1,349	1,402	1,475	1,738	2,169
528	数値制御金属工作機械工	1,059	1,228	1,344	1,397	1,470	1,731	2,160
531	金属プレス工	1,041	1,208	1,321	1,373	1,445	1,702	2,124
534	金属研磨工	1,035	1,201	1,313	1,365	1,437	1,692	2,111
536	金属製品製造工	1,051	1,219	1,334	1,386	1,459	1,718	2,144
565	プラスチック製品製造工	1,024	1,188	1,299	1,351	1,421	1,674	2,089
572	電気機械組立工	1,020	1,183	1,294	1,345	1,416	1,668	2,081
582	束線工	899	1,043	1,141	1,186	1,248	1,470	1,834
588	レンズ研磨工・加工工	963	1,105	1,209	1,257	1,323	1,558	1,944
611	金属材料検査工	1,009	1,170	1,280	1,331	1,400	1,650	2,058
612	金属加工・溶接検査工	1,022	1,186	1,297	1,348	1,419	1,671	2,085
623	食料品検査工	1,014	1,176	1,287	1,337	1,407	1,658	2,069
628	ゴム・プラスチック製品検査工	949	1,101	1,204	1,252	1,317	1,552	1,936
754	倉庫作業員	1,083	1,256	1,374	1,428	1,503	1,771	2,209
781	選別作業員	1,052	1,220	1,335	1,388	1,460	1,720	2,146

適通に定める平成30年度能力・経験調整指数(令和2年度適用)

「勤続0年」を100として算出	0年	1年	2年	3年	5年	1 0 年	2 0 年
	100.0	116.0	126.9	131.9	138.8	163.5	204.0

別表1－2 適通に定める平成30年度職業安定業務統計による地域指数（令和2年度適用）

地域	地域指数(%)
豊橋市	107.6
刈谷市	102.2
西尾市	101.7
豊川市	99.5
新城市	94.9

別表1－3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係（令和2年度適用）

等級	能力・経験基準	一般の労働者の能力・経験
A ランク	作業改善能力（自らの専門的能力を蓄積しながら職務に活かしていく能力） 専門性（熟練者として問題解決等を行い、業務を遂行していく能力）	1 0 年

・対象従業員の賃金表（共通）

		対象従業員の基本給額（共通）					対象従業員の賃金表（共通）				
厚生省 産業分類	職種	豊橋市	刈谷市	西尾市	豊川市	新城市	豊橋市 合計額	刈谷市 合計額	西尾市 合計額	豊川市 合計額	新城市 合計額
272	出荷・受荷係事務員	1,860	1,767	1,758	1,720	1,640	1,860	1,767	1,758	1,720	1,640
497	金属研磨設備	1,835	1,743	1,734	1,697	1,619	1,835	1,743	1,734	1,697	1,619
498	金属溶接設備員	1,909	1,814	1,805	1,766	1,684	1,909	1,814	1,805	1,766	1,684
527	汎用金属工作機械工	1,871	1,777	1,768	1,730	1,650	1,871	1,777	1,768	1,730	1,650
528	数値制御金属工作機械工	1,863	1,770	1,761	1,723	1,643	1,863	1,770	1,761	1,723	1,643
531	金属プレス工	1,832	1,740	1,731	1,694	1,616	1,832	1,740	1,731	1,694	1,616
534	金属研磨工	1,821	1,730	1,721	1,684	1,606	1,821	1,730	1,721	1,684	1,606
536	金属製品製造工	1,849	1,756	1,748	1,710	1,631	1,849	1,756	1,748	1,710	1,631
565	プラスチック製品製造工	1,802	1,711	1,703	1,666	1,589	1,802	1,711	1,703	1,666	1,589
572	電気機械組立工	1,795	1,705	1,697	1,660	1,583	1,795	1,705	1,697	1,660	1,583
582	束線工	1,582	1,516	1,516	1,516	1,516	1,582	1,516	1,516	1,516	1,516
588	レンズ研磨工・加工工	1,677	1,593	1,585	1,551	1,516	1,677	1,593	1,585	1,551	1,516
611	金属材料検査工	1,776	1,687	1,679	1,642	1,566	1,776	1,687	1,679	1,642	1,566
612	金属加工・溶接検査工	1,798	1,708	1,700	1,663	1,586	1,798	1,708	1,700	1,663	1,586
623	食料品検査工	1,785	1,695	1,687	1,650	1,574	1,785	1,695	1,687	1,650	1,574
628	ゴム・プラスチック製品検査工	1,670	1,587	1,579	1,545	1,516	1,670	1,587	1,579	1,545	1,516
754	倉庫作業員	1,906	1,810	1,802	1,763	1,681	1,906	1,810	1,802	1,763	1,681
781	選別作業員	1,851	1,758	1,750	1,712	1,633	1,851	1,758	1,750	1,712	1,633

等級	能力・経験基準	一般の労働者の能力・経験
B ランク	作業遂行能力（向上心・探求心を持って課題を発見しながら職務を遂行する能力） コミュニケーション (適切な自己表現・双方向の意思疎通を図る能力)	5 年

・対象従業員の賃金表（共通）

		対象従業員の基本給額（共通）					対象従業員の賃金表（共通）				
厚生省 産業分類	職種	豊橋市	刈谷市	西尾市	豊川市	新城市	豊橋市 合計額	刈谷市 合計額	西尾市 合計額	豊川市 合計額	新城市 合計額
272	出荷・受荷係事務員	1,579	1,500	1,492	1,460	1,393	1,579	1,500	1,492	1,460	1,393
497	金属研磨設備	1,559	1,480	1,473	1,441	1,375	1,559	1,480	1,473	1,441	1,375
498	金属溶接設備員	1,621	1,540	1,532	1,499	1,430	1,621	1,540	1,532	1,499	1,430
527	汎用金属工作機械工	1,588	1,508	1,501	1,468	1,400	1,588	1,508	1,501	1,468	1,400
528	数値制御金属工作機械工	1,582	1,503	1,495	1,463	1,396	1,582	1,503	1,495	1,463	1,396
531	金属プレス工	1,555	1,477	1,470	1,438	1,372	1,555	1,477	1,470	1,438	1,372
534	金属研磨工	1,547	1,469	1,462	1,430	1,364	1,547	1,469	1,462	1,430	1,364
536	金属製品製造工	1,570	1,492	1,484	1,452	1,385	1,570	1,492	1,484	1,452	1,385
565	プラスチック製品製造工	1,529	1,453	1,446	1,414	1,349	1,529	1,453	1,446	1,414	1,349
572	電気機械組立工	1,524	1,448	1,441	1,409	1,344	1,524	1,448	1,441	1,409	1,344
582	束線工	1,343	1,287	1,287	1,287	1,287	1,343	1,287	1,287	1,287	1,287
588	レンズ研磨工・加工工	1,424	1,353	1,346	1,317	1,287	1,424	1,353	1,346	1,317	1,287
611	金属材料検査工	1,507	1,431	1,424	1,393	1,329	1,507	1,431	1,424	1,393	1,329
612	金属加工・溶接検査工	1,527	1,451	1,444	1,412	1,347	1,527	1,451	1,444	1,412	1,347
623	食料品検査工	1,514	1,438	1,431	1,400	1,336	1,514	1,438	1,431	1,400	1,336
628	ゴム・プラスチック製品検査工	1,418	1,346	1,340	1,311	1,287	1,418	1,346	1,340	1,311	1,287
754	倉庫作業員	1,618	1,537	1,529	1,496	1,427	1,618	1,537	1,529	1,496	1,427
781	選別作業員	1,571	1,493	1,485	1,453	1,386	1,571	1,493	1,485	1,453	1,386

等級	能力・経験基準	一般の労働者の能力・経験
C ランク	基礎能力（自らの職業意識・勤労観を持ち職務に取り組む能力） ビジネスマナー (円滑に職務を遂行するためにマナーの良い対応を行う能力)	0 年

・対象従業員の賃金表（共通）

		対象従業員の基本給額（共通）					対象従業員の賃金表（共通）				
厚生省 産業分類	職種	豊橋市	刈谷市	西尾市	豊川市	新城市	豊橋市 合計額	刈谷市 合計額	西尾市 合計額	豊川市 合計額	新城市 合計額
272	出荷・受荷係事務員	1,138	1,081	1,075	1,052	1,004	1,138	1,081	1,075	1,052	1,004
497	金属研磨設備	1,123	1,066	1,061	1,038	990	1,123	1,066	1,061	1,038	990
498	金属溶接設備員	1,168	1,109	1,104	1,080	1,030	1,168	1,109	1,104	1,080	1,030
527	汎用金属工作機械工	1,144	1,087	1,082	1,058	1,009	1,144	1,087	1,082	1,058	1,009
528	数値制御金属工作機械工	1,140	1,083	1,078	1,054	1,005	1,140	1,083	1,078	1,054	1,005
531	金属プレス工	1,121	1,064	1,059	1,036	988	1,121	1,064	1,059	1,036	988
534	金属研磨工	1,114	1,058	1,053	1,030	983	1,114	1,058	1,053	1,030	983
536	金属製品製造工	1,131	1,075	1,069	1,046	998	1,131	1,075	1,069	1,046	998
565	プラスチック製品製造工	1,102	1,047	1,042	1,019	972	1,102	1,047	1,042	1,019	972
572	電気機械組立工	1,098	1,043	1,038	1,015	968	1,098	1,043	1,038	1,015	968
582	束線工	968	927	927	927	927	968	927	927	927	927
588	レンズ研磨工・加工工	1,026	974	970	949	927	1,026	974	970	949	927
611	金属材料検査工	1,086	1,032	1,027	1,004	958	1,086	1,032	1,027	1,004	958
612	金属加工・溶接検査工	1,100	1,045	1,040	1,017	970	1,100	1,045	1,040	1,017	970
623	食料品検査工	1,092	1,037	1,032	1,009	963	1,092	1,037	1,032	1,009	963
628	ゴム・プラスチック製品検査工	1,022	970	966	945	927	1,022	970	966	945	927
754	倉庫作業員	1,166	1,107	1,102	1,078	1,028	1,166	1,107	1,102	1,078	1,028
781	選別作業員	1,132	1,076	1,070	1,047	999	1,132	1,076	1,070	1,047	999

最低賃金法（昭和 24 年法律第 137 号）第 9 条第 1 項の地域別 最低賃金（以下単に「地域別最低賃金」という。）

又は同法第 15 条第 1 項の特定最低賃金（以下単に「特定最低賃金」という。）を下回る場合には、

地域別 最低賃金 又は特定最低賃金 の額を「基準値（0 年）」の額とする。

最低賃金

927

基準値に地域指数を乗じた同様の数値に基き一般の労働者の平均的な賃金の額

基準値	基準値	豊橋市	刈谷市	西尾市	豊川市	新城市
1 0 年	1 0 年	107.6	102.2	101.7	99.5	94.9
1,728	1,728	1,860	1,767	1,758	1,720	1,640
1,705	1,705	1,835	1,743	1,734	1,697	1,619
1,774	1,774	1,909	1,814	1,805	1,766	1,684
1,738	1,738	1,871	1,777	1,768	1,730	1,650
1,731	1,731	1,863	1,770	1,761	1,723	1,643
1,702	1,702	1,832	1,740	1,731	1,694	1,616
1,692	1,692	1,821	1,730	1,721	1,684	1,606
1,718	1,718	1,849	1,756	1,748	1,710	1,631
1,674	1,674	1,802	1,711	1,703	1,666	1,589
1,668	1,668	1,795	1,705	1,697	1,660	1,583
1,470	1,470 1,516	1,582	1,516	1,516	1,516	1,516
1,558	1,558 1,516	1,677	1,593	1,585	1,551	1,516
1,650	1,650	1,776	1,687	1,679	1,642	1,566
1,671	1,671	1,798	1,708	1,700	1,663	1,586
1,658	1,658	1,785	1,695	1,687	1,650	1,574
1,552	1,552 1,516	1,670	1,587	1,579	1,545	1,516
1,771	1,771	1,906	1,810	1,802	1,763	1,681
1,720	1,720	1,851	1,758	1,750	1,712	1,633

基準値に地域指数を乗じた同様の数値に基き一般の労働者の平均的な賃金の額

豊橋市	刈谷市	西尾市	豊川市	新城市
107.6	102.2	101.7	99.5	94.9
1,579	1,500	1,492	1,460	1,395
1,559	1,480	1,473	1,441	1,375
1,621	1,540	1,532	1,499	1,430
1,588	1,508	1,501	1,468	1,400
1,582	1,503	1,495	1,463	1,396
1,555	1,477	1,470	1,438	1,372
1,547	1,469	1,462	1,430	1,364
1,570	1,492	1,484	1,452	1,385
1,529	1,453	1,446	1,414	1,349
1,524	1,448	1,441	1,409	1,344
1,343	1,287	1,287	1,287	1,287
1,424	1,353	1,346	1,317	1,287
1,507	1,431	1,424	1,393	1,329
1,527	1,451	1,444	1,412	1,347
1,514	1,438	1,431	1,400	1,336
1,418	1,346	1,340	1,311	1,287
1,618	1,537	1,529	1,496	1,427
1,571	1,493	1,485	1,453	1,386

別表1－1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（第3条2項（1）関係）（令和2年度適用）

基準値に能力・経験調整指数を乗じた値								
厚生省 産業分類	職種	0年	1年	2年	3年	5年	1 0 年	2 0 年
272	出荷・受荷係事務員	1,057	1,226	1,341	1,394	1,467	1,728	2,156
497	金属研磨設備	1,043	1,210	1,324	1,376	1,448	1,705	2,128
498	金属溶接設備員	1,085	1,259	1,377	1,431	1,506	1,774	2,213
527	汎用金属工作機械工	1,063	1,233	1,349	1,402	1,475	1,738	2,169
528	数値制御金属工作機械工	1,059	1,228	1,344	1,397	1,470	1,731	2,160
531	金属プレス工	1,041	1,208	1,321	1,373	1,445	1,702	2,124
534	金属研磨工	1,035	1,201	1,313	1,365	1,437	1,692	2,111
536	金属製品製造工	1,051	1,219	1,334	1,386	1,459	1,718	2,144
565	プラスチック製品製造工	1,024	1,188	1,299	1,351	1,421	1,674	2,089
572	電気機械組立工	1,020	1,183	1,294	1,345	1,416	1,668	2,081
582	束線工	899	1,043	1,141	1,186	1,248	1,470	1,834
588	レンズ研磨工・加工工	963	1,105	1,209	1,257	1,323	1,558	1,944
611	金属材料検査工	1,009	1,170	1,280	1,331	1,400	1,650	2,058
612	金属加工・溶接検査工	1,022	1,186	1,297	1,348	1,419	1,671	2,085
623	食料品検査工	1,014	1,176	1,287	1,337	1,407	1,658	2,069
628	ゴム・プラスチック製品検査工	949	1,101	1,204	1,252	1,317	1,552	1,936
754	倉庫作業員	1,083	1,256	1,374	1,428	1,503	1,771	2,209
781	選別作業員	1,052	1,220	1,335	1,388	1,460	1,720	2,146

適速に定める平成30年度能力・経験調整指数(令和2年度適用)

「勤続0年」を100として算出	0年	1年	2年	3年	5年	1 0 年	2 0 年
	100.0	116.0	126.9	131.9	138.8	163.5	204.0

別表1－2 適速に定める平成30年度職業安定業務統計による地域指数（令和2年度適用）

地域	地域指数(%)
豊橋市	107.6
刈谷市	102.2
西尾市	101.7
豊川市	99.5
新城市	94.9

別表1－3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係（令和2年度適用）

等級	能力・経験基準	一般の労働者の能力・経験
A ランク	作業改善能力（自らの専門的能力を蓄積しながら職務に活かしていく能力） 専門性（熟練者として問題解決等を行い、業務を遂行していく能力）	1 0 年

・対象従業員の賃金表（共通）

厚生省 産業分類		対象従業員の基本給額（共通）					対象従業員の賃金表（共通）				
		豊橋市	刈谷市	西尾市	豊川市	新城市	豊橋市 合計額	刈谷市 合計額	西尾市 合計額	豊川市 合計額	新城市 合計額
272	出荷・受荷係事務員	1,860	1,767	1,758	1,720	1,640	1,860	1,767	1,758	1,720	1,640
497	金属研磨設備	1,835	1,743	1,734	1,697	1,619	1,835	1,743	1,734	1,697	1,619
498	金属溶接設備員	1,909	1,814	1,805	1,766	1,684	1,909	1,814	1,805	1,766	1,684
527	汎用金属工作機械工	1,871	1,777	1,768	1,730	1,650	1,871	1,777	1,768	1,730	1,650
528	数値制御金属工作機械工	1,863	1,770	1,761	1,723	1,643	1,863	1,770	1,761	1,723	1,643
531	金属プレス工	1,832	1,740	1,731	1,694	1,616	1,832	1,740	1,731	1,694	1,616
534	金属研磨工	1,821	1,730	1,721	1,684	1,606	1,821	1,730	1,721	1,684	1,606
536	金属製品製造工	1,849	1,756	1,748	1,710	1,631	1,849	1,756	1,748	1,710	1,631
565	プラスチック製品製造工	1,802	1,711	1,703	1,666	1,589	1,802	1,711	1,703	1,666	1,589
572	電気機械組立工	1,795	1,705	1,697	1,660	1,583	1,795	1,705	1,697	1,660	1,583
582	束線工	1,582	1,562	1,562	1,562	1,562	1,582	1,562	1,562	1,562	1,562
588	レンズ研磨工・加工工	1,677	1,593	1,585	1,562	1,562	1,677	1,593	1,585	1,562	1,562
611	金属材料検査工	1,776	1,687	1,679	1,642	1,566	1,776	1,687	1,679	1,642	1,566
612	金属加工・溶接検査工	1,798	1,708	1,700	1,663	1,586	1,798	1,708	1,700	1,663	1,586
623	食料品検査工	1,785	1,695	1,687	1,650	1,574	1,785	1,695	1,687	1,650	1,574
628	ゴム・プラスチック製品検査工	1,670	1,587	1,579	1,562	1,562	1,670	1,587	1,579	1,562	1,562
754	倉庫作業員	1,906	1,810	1,802	1,763	1,681	1,906	1,810	1,802	1,763	1,681
781	選別作業員	1,851	1,758	1,750	1,712	1,633	1,851	1,758	1,750	1,712	1,633

等級	能力・経験基準	一般の労働者の能力・経験
B ランク	作業遂行能力（向上心・探求心を持って課題を発見しながら職務を遂行する能力） コミュニケーション (適切な自己表現・双方向の意思疎通を図る能力)	5 年

・対象従業員の賃金表（共通）

厚生省 産業分類		対象従業員の基本給額（共通）					対象従業員の賃金表（共通）				
		豊橋市	刈谷市	西尾市	豊川市	新城市	豊橋市 合計額	刈谷市 合計額	西尾市 合計額	豊川市 合計額	新城市 合計額
272	出荷・受荷係事務員	1,579	1,500	1,492	1,460	1,393	1,579	1,500	1,492	1,460	1,393
497	金属研磨設備	1,559	1,480	1,473	1,441	1,375	1,559	1,480	1,473	1,441	1,375
498	金属溶接設備員	1,621	1,540	1,532	1,499	1,430	1,621	1,540	1,532	1,499	1,430
527	汎用金属工作機械工	1,588	1,508	1,501	1,468	1,400	1,588	1,508	1,501	1,468	1,400
528	数値制御金属工作機械工	1,582	1,503	1,495	1,463	1,396	1,582	1,503	1,495	1,463	1,396
531	金属プレス工	1,555	1,477	1,470	1,438	1,372	1,555	1,477	1,470	1,438	1,372
534	金属研磨工	1,547	1,469	1,462	1,430	1,364	1,547	1,469	1,462	1,430	1,364
536	金属製品製造工	1,570	1,492	1,484	1,452	1,385	1,570	1,492	1,484	1,452	1,385
565	プラスチック製品製造工	1,529	1,453	1,446	1,414	1,349	1,529	1,453	1,446	1,414	1,349
572	電気機械組立工	1,524	1,448	1,441	1,409	1,344	1,524	1,448	1,441	1,409	1,344
582	束線工	1,343	1,326	1,326	1,326	1,326	1,343	1,326	1,326	1,326	1,326
588	レンズ研磨工・加工工	1,424	1,353	1,346	1,326	1,326	1,424	1,353	1,346	1,326	1,326
611	金属材料検査工	1,507	1,431	1,424	1,393	1,329	1,507	1,431	1,424	1,393	1,329
612	金属加工・溶接検査工	1,527	1,451	1,444	1,412	1,347	1,527	1,451	1,444	1,412	1,347
623	食料品検査工	1,514	1,438	1,431	1,400	1,336	1,514	1,438	1,431	1,400	1,336
628	ゴム・プラスチック製品検査工	1,418	1,346	1,340	1,326	1,326	1,418	1,346	1,340	1,326	1,326
754	倉庫作業員	1,618	1,537	1,529	1,496	1,427	1,618	1,537	1,529	1,496	1,427
781	選別作業員	1,571	1,493	1,485	1,453	1,386	1,571	1,493	1,485	1,453	1,386

等級	能力・経験基準	一般の労働者の能力・経験
C ランク	基礎能力（自らの職業意識・勤労観を持ち職務に取り組む能力） ビジネスマナー (円滑に職務を遂行するためにマナーの良い対応を行う能力)	0 年

・対象従業員の賃金表（共通）

厚生省 産業分類		対象従業員の基本給額（共通）					対象従業員の賃金表（共通）				
		豊橋市	刈谷市	西尾市	豊川市	新城市	豊橋市 合計額	刈谷市 合計額	西尾市 合計額	豊川市 合計額	新城市 合計額
272	出荷・受荷係事務員	1,138	1,081	1,075	1,052	1,004	1,138	1,081	1,075	1,052	1,004
497	金属研磨設備	1,123	1,066	1,061	1,038	990	1,123	1,066	1,061	1,038	990
498	金属溶接設備員	1,168	1,109	1,104	1,080	1,030	1,168	1,109	1,104	1,080	1,030
527	汎用金属工作機械工	1,144	1,087	1,082	1,058	1,009	1,144	1,087	1,082	1,058	1,009
528	数値制御金属工作機械工	1,140	1,083	1,078	1,054	1,005	1,140	1,083	1,078	1,054	1,005
531	金属プレス工	1,121	1,064	1,059	1,036	988	1,121	1,064	1,059	1,036	988
534	金属研磨工	1,114	1,058	1,053	1,030	983	1,114	1,058	1,053	1,030	983
536	金属製品製造工	1,131	1,075	1,069	1,046	998	1,131	1,075	1,069	1,046	998
565	プラスチック製品製造工	1,102	1,047	1,042	1,019	972	1,102	1,047	1,042	1,019	972
572	電気機械組立工	1,098	1,043	1,038	1,015	968	1,098	1,043	1,038	1,015	968
582	束線工	968	955	955	955	955	968	955	955	955	955
588	レンズ研磨工・加工工	1,026	974	970	955	955	1,026	974	970	955	955
611	金属材料検査工	1,086	1,032	1,027	1,004	958	1,086	1,032	1,027	1,004	958
612	金属加工・溶接検査工	1,100	1,045	1,040	1,017	970	1,100	1,045	1,040	1,017	970
623	食料品検査工	1,092	1,037	1,032	1,009	963	1,092	1,037	1,032	1,009	963
628	ゴム・プラスチック製品検査工	1,022	970	966	955	955	1,022	970	966	955	955
754	倉庫作業員	1,166	1,107	1,102	1,078	1,028	1,166	1,107	1,102	1,078	1,028
781	選別作業員	1,132	1,076	1,070	1,047	999	1,132	1,076	1,070	1,047	999

有限会社 春
2020.4.1
2020.10.1 最賃改定

最低賃金法（昭和 24 年法律第 137 号）第 9 条第 1 項の地域別 最低賃金（以下単に「地域別最低賃金」という。
又は同法第 15 条第 1 項の特定最低賃金（以下単に「特定最低賃金」という。）を下回る場合には、
地域別 最低賃金 又は特定最低賃金 の額を「基準値（0 年）」の額とする。

最低賃金

955

最賃以下

基準値	基準値
1 0 年	1 0 年
1,728	1,728
1,705	1,705
1,774	1,774
1,738	1,738
1,731	1,731
1,702	1,702
1,692	1,692
1,718	1,718
1,674	1,674
1,668	1,668
1,470	1,470 1,562
1,558	1,562
1,650	1,650
1,671	1,671
1,658	1,658
1,552	1,562 1,562
1,771	1,771
1,720	1,720

≧

×

基準値に地域指数を乗じた同様の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額					
	豊橋市	刈谷市	西尾市	豊川市	新城市
	107.6	102.2	101.7	99.5	94.9
	1,860	1,767	1,758	1,720	1,640
	1,835	1,743	1,734	1,697	1,619
	1,909	1,814	1,805	1,766	1,684
	1,871	1,777	1,768	1,730	1,650
	1,863	1,770	1,761	1,723	1,643
	1,832	1,740	1,731	1,694	1,616
	1,821	1,730	1,721	1,684	1,606
	1,849	1,756	1,748	1,710	1,631
	1,802	1,711	1,703	1,666	1,589
	1,795	1,705	1,697	1,660	1,583
	1,582	1,562	1,562	1,562	1,562
	1,677	1,593	1,585	1,562	1,562
	1,776	1,687	1,679	1,642	1,566
	1,798	1,708	1,700	1,663	1,586
	1,785	1,695	1,687	1,650	1,574
	1,760	1,587	1,579	1,562	1,562
	1,906	1,810	1,802	1,763	1,681
	1,851	1,758	1,750	1,712	1,633

別表1－1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（第3条2項（1）関係）（令和3年度適用）
「基準値（0年）×能力・経験調整指数」（適通に定める平成30年賃金構造基本統計調査）

		基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
厚生省 産業分類	職種	0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
272	出荷・受荷係事務員	1,077	1,258	1,351	1,395	1,473	1,695	2,120
497	金属研磨設備	1,084	1,266	1,359	1,404	1,483	1,706	2,133
498	金属溶接設備員	1,097	1,281	1,376	1,421	1,501	1,727	2,159
527	汎用金属工作機械工	1,079	1,260	1,353	1,397	1,476	1,698	2,123
528	数値制御金属工作機械工	1,072	1,252	1,344	1,388	1,466	1,687	2,110
531	金属プレス工	1,056	1,233	1,324	1,368	1,445	1,662	2,078
534	金属研磨工	1,055	1,232	1,323	1,366	1,443	1,661	2,076
536	金属製品製造工	1,067	1,246	1,338	1,382	1,460	1,679	2,100
565	プラスチック製品製造工	1,039	1,214	1,303	1,346	1,421	1,635	2,045
572	電気機械組立工	1,035	1,209	1,298	1,340	1,416	1,629	2,037
582	束線工	917	1,071	1,150	1,188	1,254	1,443	1,805
588	レンズ研磨工・加工工	1,001	1,169	1,255	1,296	1,369	1,576	1,970
611	金属材料検査工	1,029	1,202	1,290	1,333	1,408	1,620	2,025
612	金属加工・溶接検査工	1,048	1,224	1,314	1,357	1,434	1,650	2,062
623	食料品検査工	1,020	1,191	1,279	1,321	1,395	1,605	2,007
628	ゴム・プラスチック製品検査工	968	1,131	1,214	1,254	1,324	1,524	1,905
754	倉庫作業員	1,099	1,284	1,378	1,423	1,503	1,730	2,163
781	選別作業員	1,075	1,256	1,348	1,392	1,471	1,692	2,116

適通に定める平成30年度能力・経験調整指数(令和2年度適用)

「勤続0年」を100として算出	0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
	100.0	116.8	125.4	129.5	136.8	157.4	196.8

別表1－2 適通に定める平成30年度職業安定業務統計による地域指数（令和2年度適用）

地域	地域指数(%)
豊橋市	107.4
刈谷市	103.2
西尾市	102.5
豊川市	99.9
新城市	93.9

別表1－3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係（令和2年度適用）

等級	能力・経験基準	一般の労働者の能力・経験
Aランク	作業改善能力（自らの専門的能力を蓄積しながら職務に活かし、専門性（熟練者として問題解決等を行い、業務を遂行していく能力）	10年

・対象従業員の賃金表（共通）

		対象従業員の基本給額（共通）					対象従業員の賃金表（共通）				
厚生省 産業分類	職種	豊橋市	刈谷市	西尾市	豊川市	新城市	豊橋市 合計額	刈谷市 合計額	西尾市 合計額	豊川市 合計額	新城市 合計額
272	出荷・受荷係事務員	1,821	1,750	1,738	1,694	1,592	1,821	1,750	1,738	1,694	1,592
497	金属研磨設備	1,833	1,761	1,749	1,705	1,602	1,833	1,761	1,749	1,705	1,602
498	金属溶接設備員	1,855	1,783	1,771	1,726	1,622	1,855	1,783	1,771	1,726	1,622
527	汎用金属工作機械工	1,824	1,753	1,741	1,697	1,595	1,824	1,753	1,741	1,697	1,595
528	数値制御金属工作機械工	1,812	1,741	1,730	1,686	1,585	1,812	1,741	1,730	1,686	1,585
531	金属プレス工	1,785	1,716	1,704	1,661	1,561	1,785	1,716	1,704	1,661	1,561
534	金属研磨工	1,784	1,715	1,703	1,660	1,560	1,784	1,715	1,703	1,660	1,560
536	金属製品製造工	1,804	1,733	1,721	1,678	1,577	1,804	1,733	1,721	1,678	1,577
565	プラスチック製品製造工	1,756	1,688	1,676	1,634	1,536	1,756	1,688	1,676	1,634	1,536
572	電気機械組立工	1,750	1,682	1,670	1,628	1,530	1,750	1,682	1,670	1,628	1,530
582	束線工	1,550	1,490	1,480	1,460	1,460	1,550	1,490	1,480	1,460	1,460
588	レンズ研磨工・加工工	1,693	1,627	1,616	1,575	1,480	1,693	1,627	1,616	1,575	1,480
611	金属材料検査工	1,740	1,672	1,661	1,619	1,522	1,740	1,672	1,661	1,619	1,522
612	金属加工・溶接検査工	1,773	1,703	1,692	1,649	1,550	1,773	1,703	1,692	1,649	1,550
623	食料品検査工	1,724	1,657	1,646	1,604	1,508	1,724	1,657	1,646	1,604	1,508
628	ゴム・プラスチック製品検査工	1,637	1,573	1,563	1,523	1,460	1,637	1,573	1,563	1,523	1,460
754	倉庫作業員	1,859	1,786	1,774	1,729	1,625	1,859	1,786	1,774	1,729	1,625
781	選別作業員	1,818	1,747	1,735	1,691	1,589	1,818	1,747	1,735	1,691	1,589

等級	能力・経験基準	一般の労働者の能力・経験
Bランク	作業遂行能力（向上心・探求心を持って課題を発見しながら職務を遂行する能力）	5年

・対象従業員の賃金表（共通）

		対象従業員の基本給額（共通）					対象従業員の賃金表（共通）				
厚生省 産業分類	職種	豊橋市	刈谷市	西尾市	豊川市	新城市	豊橋市 合計額	刈谷市 合計額	西尾市 合計額	豊川市 合計額	新城市 合計額
272	出荷・受荷係事務員	1,583	1,521	1,510	1,472	1,384	1,583	1,521	1,510	1,472	1,384
497	金属研磨設備	1,593	1,531	1,521	1,482	1,393	1,593	1,531	1,521	1,482	1,393
498	金属溶接設備員	1,613	1,550	1,539	1,500	1,410	1,613	1,550	1,539	1,500	1,410
527	汎用金属工作機械工	1,586	1,524	1,513	1,475	1,386	1,586	1,524	1,513	1,475	1,386
528	数値制御金属工作機械工	1,575	1,513	1,503	1,465	1,377	1,575	1,513	1,503	1,465	1,377
531	金属プレス工	1,552	1,492	1,482	1,444	1,357	1,552	1,492	1,482	1,444	1,357
534	金属研磨工	1,550	1,490	1,480	1,442	1,355	1,550	1,490	1,480	1,442	1,355
536	金属製品製造工	1,569	1,507	1,497	1,459	1,371	1,569	1,507	1,497	1,459	1,371
565	プラスチック製品製造工	1,527	1,467	1,457	1,420	1,335	1,527	1,467	1,457	1,420	1,335
572	電気機械組立工	1,521	1,462	1,452	1,415	1,330	1,521	1,462	1,452	1,415	1,330
582	束線工	1,347	1,295	1,286	1,269	1,269	1,347	1,295	1,286	1,269	1,269
588	レンズ研磨工・加工工	1,471	1,413	1,404	1,368	1,286	1,471	1,413	1,404	1,368	1,286
611	金属材料検査工	1,513	1,454	1,444	1,407	1,323	1,513	1,454	1,444	1,407	1,323
612	金属加工・溶接検査工	1,541	1,480	1,470	1,433	1,347	1,541	1,480	1,470	1,433	1,347
623	食料品検査工	1,499	1,440	1,430	1,394	1,310	1,499	1,440	1,430	1,394	1,310
628	ゴム・プラスチック製品検査工	1,422	1,367	1,358	1,323	1,269	1,422	1,367	1,358	1,323	1,269
754	倉庫作業員	1,615	1,552	1,541	1,502	1,412	1,615	1,552	1,541	1,502	1,412
781	選別作業員	1,580	1,519	1,508	1,470	1,382	1,580	1,519	1,508	1,470	1,382

等級	能力・経験基準	一般の労働者の能力・経験
Cランク	基礎能力（自らの職業意識・勤労観を持ち職務に取り組む能力）	0年

・対象従業員の賃金表（共通）

		対象従業員の基本給額（共通）					対象従業員の賃金表（共通）				
厚生省 産業分類	職種	豊橋市	刈谷市	西尾市	豊川市	新城市	豊橋市 合計額	刈谷市 合計額	西尾市 合計額	豊川市 合計額	新城市 合計額
272	出荷・受荷係事務員	1,157	1,112	1,104	1,076	1,012	1,157	1,112	1,104	1,076	1,012
497	金属研磨設備	1,165	1,119	1,112	1,083	1,018	1,165	1,119	1,112	1,083	1,018
498	金属溶接設備員	1,179	1,133	1,125	1,096	1,031	1,179	1,133	1,125	1,096	1,031
527	汎用金属工作機械工	1,159	1,114	1,106	1,078	1,014	1,159	1,114	1,106	1,078	1,014
528	数値制御金属工作機械工	1,152	1,107	1,099	1,071	1,007	1,152	1,107	1,099	1,071	1,007
531	金属プレス工	1,135	1,090	1,083	1,055	992	1,135	1,090	1,083	1,055	992
534	金属研磨工	1,134	1,089	1,082	1,054	991	1,134	1,089	1,082	1,054	991
536	金属製品製造工	1,146	1,102	1,094	1,066	1,002	1,146	1,102	1,094	1,066	1,002
565	プラスチック製品製造工	1,116	1,073	1,065	1,038	976	1,116	1,073	1,065	1,038	976
572	電気機械組立工	1,112	1,069	1,061	1,034	972	1,112	1,069	1,061	1,034	972
582	束線工	985	947	940	927	927	985	947	940	927	927
588	レンズ研磨工・加工工	1,076	1,034	1,027	1,000	940	1,076	1,034	1,027	1,000	940
611	金属材料検査工	1,106	1,062	1,055	1,028	967	1,106	1,062	1,055	1,028	967
612	金属加工・溶接検査工	1,126	1,082	1,075	1,047	985	1,126	1,082	1,075	1,047	985
623	食料品検査工	1,096	1,053	1,046	1,019	958	1,096	1,053	1,046	1,019	958
628	ゴム・プラスチック製品検査工	1,040	999	993	968	927	1,040	999	993	968	927
754	倉庫作業員	1,181	1,135	1,127	1,098	1,032	1,181	1,135	1,127	1,098	1,032
781	選別作業員	1,155	1,110	1,102	1,074	1,010	1,155	1,110	1,102	1,074	1,010

最低賃金法（昭和24年法律第137号）第9条第1項の地域別最低賃金（以下単に「地域別最低賃金」という。）

又は同法第15条第1項の特定最低賃金（以下単に「特定最低賃金」という。）を下回る場合には、

地域別最低賃金又は特定最低賃金の額を「基準値（0年）」の額とする。

有限会社 春
2021.4.1

最低賃金

927

		基準値に地域指数を乗じた同様の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額				
基準値	基準値	豊橋市	刈谷市	西尾市	豊川市	新城市
107.4	103.2	102.5	99.9	93.9		
1,695		1,821	1,750	1,738	1,694	1,592
1,706		1,833	1,761	1,749	1,705	1,602
1,727		1,855	1,783	1,771	1,726	1,622
1,698		1,824	1,753	1,741	1,697	1,595
1,687		1,812	1,741	1,730	1,686	1,585
1,662		1,785	1,716	1,704	1,661	1,561
1,661		1,784	1,715	1,703	1,660	1,560
1,679		1,804	1,733	1,721	1,678	1,577
1,635		1,756	1,688	1,676	1,634	1,536
1,629		1,750	1,682	1,670	1,628	1,530
1,443	1,460	1,550	1,490	1,480	1,460	1,460
1,576		1,693	1,627	1,616	1,575	1,480
1,620		1,740	1,672	1,661	1,619	1,522
1,650		1,773	1,703	1,692	1,649	1,550
1,605		1,724	1,657	1,646	1,604	1,508
1,524	1,460	1,637	1,573	1,563	1,523	1,460
1,730		1,859	1,786	1,774	1,729	1,625
1,692		1,818	1,747	1,735	1,691	1,589

		級賃以下	
基準値	基準値	10年	10年
1,695			
1,706			
1,727			
1,698			
1,687			
1,662			
1,661			

別表1－1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（第3条2項（1）関係）（令和3年度適用）
「基準値（0年）×能力・経験調整指数」（適通に定める平成30年賃金構造基本統計調査）

		基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
厚生省 産業分類	職種	0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
272	出荷・受荷係事務員	1,077	1,258	1,351	1,395	1,473	1,695	2,120
497	金属研磨設備	1,084	1,266	1,359	1,404	1,483	1,706	2,133
498	金属溶接設備員	1,097	1,281	1,376	1,421	1,501	1,727	2,159
527	汎用金属工作機械工	1,079	1,260	1,353	1,397	1,476	1,698	2,123
528	数値制御金属工作機械工	1,072	1,252	1,344	1,388	1,466	1,687	2,110
531	金属プレス工	1,056	1,233	1,324	1,368	1,445	1,662	2,078
534	金属研磨工	1,055	1,232	1,323	1,366	1,443	1,661	2,076
536	金属製品製造工	1,067	1,246	1,338	1,382	1,460	1,679	2,100
565	プラスチック製品製造工	1,039	1,214	1,303	1,346	1,421	1,635	2,045
572	電気機械組立工	1,035	1,209	1,298	1,340	1,416	1,629	2,037
582	束線工	917	1,071	1,150	1,188	1,254	1,443	1,805
588	レンズ研磨工・加工工	1,001	1,169	1,255	1,296	1,369	1,576	1,970
611	金属材料検査工	1,029	1,202	1,290	1,333	1,408	1,620	2,025
612	金属加工・溶接検査工	1,048	1,224	1,314	1,357	1,434	1,650	2,062
623	食料品検査工	1,020	1,191	1,279	1,321	1,395	1,605	2,007
628	ゴム・プラスチック製品検査工	968	1,131	1,214	1,254	1,324	1,524	1,905
754	倉庫作業員	1,099	1,284	1,378	1,423	1,503	1,730	2,163
781	選別作業員	1,075	1,256	1,348	1,392	1,471	1,692	2,116

適通に定める平成30年度能力・経験調整指数(令和2年度適用)

「勤続0年」を100として算出	0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
	100.0	116.8	125.4	129.5	136.8	157.4	196.8

別表1－2 適通に定める平成30年度職業安定業務統計による地域指数（令和2年度適用）

地域	地域指数(%)
豊橋市	107.4
刈谷市	103.2
西尾市	102.5
豊川市	99.9
新城市	93.9

別表1－3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係（令和2年度適用）

等級	能力・経験基準	一般の労働者の能力・経験
Aランク	作業改善能力（自らの専門的能力を蓄積しながら職務に活かし、専門性（熟練者として問題解決等を行い、業務を遂行していく能力）	10年

・対象従業員の賃金表（共通）

		対象従業員の基本給額（共通）					対象従業員の賃金表（共通）				
厚生省 産業分類	職種	豊橋市	刈谷市	西尾市	豊川市	新城市	豊橋市 合計額	刈谷市 合計額	西尾市 合計額	豊川市 合計額	新城市 合計額
272	出荷・受荷係事務員	1,821	1,750	1,738	1,694	1,592	1,821	1,750	1,738	1,694	1,592
497	金属研磨設備	1,833	1,761	1,749	1,705	1,602	1,833	1,761	1,749	1,705	1,602
498	金属溶接設備員	1,855	1,783	1,771	1,726	1,622	1,855	1,783	1,771	1,726	1,622
527	汎用金属工作機械工	1,824	1,753	1,741	1,697	1,595	1,824	1,753	1,741	1,697	1,595
528	数値制御金属工作機械工	1,812	1,741	1,730	1,686	1,585	1,812	1,741	1,730	1,686	1,585
531	金属プレス工	1,785	1,716	1,704	1,661	1,561	1,785	1,716	1,704	1,661	1,561
534	金属研磨工	1,784	1,715	1,703	1,660	1,560	1,784	1,715	1,703	1,660	1,560
536	金属製品製造工	1,804	1,733	1,721	1,678	1,577	1,804	1,733	1,721	1,678	1,577
565	プラスチック製品製造工	1,756	1,688	1,676	1,634	1,536	1,756	1,688	1,676	1,634	1,536
572	電気機械組立工	1,750	1,682	1,670	1,628	1,530	1,750	1,682	1,670	1,628	1,530
582	束線工	1,550	1,504	1,504	1,504	1,504	1,550	1,504	1,504	1,504	1,504
588	レンズ研磨工・加工工	1,693	1,627	1,616	1,575	1,504	1,693	1,627	1,616	1,575	1,504
611	金属材料検査工	1,740	1,672	1,661	1,619	1,522	1,740	1,672	1,661	1,619	1,522
612	金属加工・溶接検査工	1,773	1,703	1,692	1,649	1,550	1,773	1,703	1,692	1,649	1,550
623	食料品検査工	1,724	1,657	1,646	1,604	1,508	1,724	1,657	1,646	1,604	1,508
628	ゴム・プラスチック製品検査工	1,637	1,573	1,563	1,523	1,504	1,637	1,573	1,563	1,523	1,504
754	倉庫作業員	1,859	1,786	1,774	1,729	1,625	1,859	1,786	1,774	1,729	1,625
781	選別作業員	1,818	1,747	1,735	1,691	1,589	1,818	1,747	1,735	1,691	1,589

等級	能力・経験基準	一般の労働者の能力・経験
Bランク	作業遂行能力（向上心・探求心を持って課題を発見しながら職務を遂行する能力）	5年

・対象従業員の賃金表（共通）

		対象従業員の基本給額（共通）					対象従業員の賃金表（共通）				
厚生省 産業分類	職種	豊橋市	刈谷市	西尾市	豊川市	新城市	豊橋市 合計額	刈谷市 合計額	西尾市 合計額	豊川市 合計額	新城市 合計額
272	出荷・受荷係事務員	1,583	1,521	1,510	1,472	1,384	1,583	1,521	1,510	1,472	1,384
497	金属研磨設備	1,593	1,531	1,521	1,482	1,393	1,593	1,531	1,521	1,482	1,393
498	金属溶接設備員	1,613	1,550	1,539	1,500	1,410	1,613	1,550	1,539	1,500	1,410
527	汎用金属工作機械工	1,586	1,524	1,513	1,475	1,386	1,586	1,524	1,513	1,475	1,386
528	数値制御金属工作機械工	1,575	1,513	1,503	1,465	1,377	1,575	1,513	1,503	1,465	1,377
531	金属プレス工	1,552	1,492	1,482	1,444	1,357	1,552	1,492	1,482	1,444	1,357
534	金属研磨工	1,550	1,490	1,480	1,442	1,355	1,550	1,490	1,480	1,442	1,355
536	金属製品製造工	1,569	1,507	1,497	1,459	1,371	1,569	1,507	1,497	1,459	1,371
565	プラスチック製品製造工	1,527	1,467	1,457	1,420	1,335	1,527	1,467	1,457	1,420	1,335
572	電気機械組立工	1,521	1,462	1,452	1,415	1,330	1,521	1,462	1,452	1,415	1,330
582	束線工	1,347	1,307	1,307	1,307	1,307	1,347	1,307	1,307	1,307	1,307
588	レンズ研磨工・加工工	1,471	1,413	1,404	1,368	1,307	1,471	1,413	1,404	1,368	1,307
611	金属材料検査工	1,513	1,454	1,444	1,407	1,323	1,513	1,454	1,444	1,407	1,323
612	金属加工・溶接検査工	1,541	1,480	1,470	1,433	1,347	1,541	1,480	1,470	1,433	1,347
623	食料品検査工	1,499	1,440	1,430	1,394	1,310	1,499	1,440	1,430	1,394	1,310
628	ゴム・プラスチック製品検査工	1,422	1,367	1,358	1,323	1,307	1,422	1,367	1,358	1,323	1,307
754	倉庫作業員	1,615	1,552	1,541	1,502	1,412	1,615	1,552	1,541	1,502	1,412
781	選別作業員	1,580	1,519	1,508	1,470	1,382	1,580	1,519	1,508	1,470	1,382

等級	能力・経験基準	一般の労働者の能力・経験
Cランク	基礎能力（自らの職業意識・勤労観を持ち職務に取り組む能力）	0年

・対象従業員の賃金表（共通）

		対象従業員の基本給額（共通）					対象従業員の賃金表（共通）				
厚生省 産業分類	職種	豊橋市	刈谷市	西尾市	豊川市	新城市	豊橋市 合計額	刈谷市 合計額	西尾市 合計額	豊川市 合計額	新城市 合計額
272	出荷・受荷係事務員	1,157	1,112	1,104	1,076	1,012	1,157	1,112	1,104	1,076	1,012
497	金属研磨設備	1,165	1,119	1,112	1,083	1,018	1,165	1,119	1,112	1,083	1,018
498	金属溶接設備員	1,179	1,133	1,125	1,096	1,031	1,179	1,133	1,125	1,096	1,031
527	汎用金属工作機械工	1,159	1,114	1,106	1,078	1,014	1,159	1,114	1,106	1,078	1,014
528	数値制御金属工作機械工	1,152	1,107	1,099	1,071	1,007	1,152	1,107	1,099	1,071	1,007
531	金属プレス工	1,135	1,090	1,083	1,055	992	1,135	1,090	1,083	1,055	992
534	金属研磨工	1,134	1,089	1,082	1,054	991	1,134	1,089	1,082	1,054	991
536	金属製品製造工	1,146	1,102	1,094	1,066	1,002	1,146	1,102	1,094	1,066	1,002
565	プラスチック製品製造工	1,116	1,073	1,065	1,038	976	1,116	1,073	1,065	1,038	976
572	電気機械組立工	1,112	1,069	1,061	1,034	972	1,112	1,069	1,061	1,034	972
582	束線工	985	955	955	955	955	985	955	955	955	955
588	レンズ研磨工・加工工	1,076	1,034	1,027	1,000	955	1,076	1,034	1,027	1,000	955
611	金属材料検査工	1,106	1,062	1,055	1,028	967	1,106	1,062	1,055	1,028	967
612	金属加工・溶接検査工	1,126	1,082	1,075	1,047	985	1,126	1,082	1,075	1,047	985
623	食料品検査工	1,096	1,053	1,046	1,019	958	1,096	1,053	1,046	1,019	958
628	ゴム・プラスチック製品検査工	1,040	999	993	968	955	1,040	999	993	968	955
754	倉庫作業員	1,181	1,135	1,127	1,098	1,032	1,181	1,135	1,127	1,098	1,032
781	選別作業員	1,155	1,110	1,102	1,074	1,010	1,155	1,110	1,102	1,074	1,010

有限会社 春
2021.4.1
2021.10.1 最賃改定

最低賃金法（昭和24年法律第137号）第9条第1項の地域別 最低賃金（以下単に「地域別最低賃金」という。
又は同法第15条第1項の特定最低賃金（以下単に「特定最低賃金」という。）を下回る場合には、
地域別 最低賃金 又は特定最低賃金の額を「基準値（0年）」の額とする。

最低賃金

955

		基準値に地域指数を乗じた同様の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額				
基準値	基準値	豊橋市	刈谷市	西尾市	豊川市	新城市
107.4	103.2	102.5	99.9	93.9		
1,695		1,821	1,750	1,738	1,694	1,592
1,706		1,833	1,761	1,749	1,705	1,602
1,727		1,855	1,783	1,771	1,726	1,622
1,698		1,824	1,753	1,741	1,697	1,595
1,687		1,812	1,741	1,730	1,686	1,585
1,662		1,785	1,716	1,704	1,661	1,561
1,661		1,784	1,715	1,703	1,660	1,560
1,679		1,804	1,733	1,721	1,678	1,577
1,635		1,756	1,688	1,676	1,634	1,536
1,629		1,750	1,682	1,670	1,628	1,530
1,443	1,504	1,550	1,504	1,504	1,504	1,504
1,576	1,504	1,693	1,627	1,616	1,575	1,504
1,620		1,740	1,672	1,661	1,619	1,522
1,650		1,773	1,703	1,692	1,649	1,550
1,605		1,724	1,657	1,646	1,604	1,508
1,524	1,504	1,637	1,573	1,563	1,523	1,504
1,730		1,859	1,786	1,774	1,729	1,625
1,692		1,818	1,747	1,735	1,691	1,589

		最賃以下	
	基準値	基準値	
月	1 0 年	1 0 年	
	1,695		
	1,706		
	1,727		
	1,698		
	1,687		
	1,662		
	1,661		
	1,679		
	1,635		
	1,629		
	1,443	1,504	
	1,576	1,504	
	1,620		
1,650			
1,605			
1,524	1,504		
1,730			
1,692			

別表 2

対象従業員の退職手当の額

・退職理由別係数

勤続年数	3 年	5 年	1 0 年	1 5 年	2 0 年	2 5 年	3 0 年	3 5 年
自己都合	0.7	1.2	2.7	4.6	6.9	9.6	11.9	14.4
会社都合	1.1	1.8	3.7	6.1	8.5	11.4	14.0	16.5

Ⅱ

モデル退職金（調査産業計）

勤続年数	3 年	5 年	1 0 年	1 5 年	2 0 年	2 5 年	3 0 年	3 5 年
自己都合	0.7	1.2	2.7	4.6	6.9	9.6	11.9	14.4
会社都合	1.1	1.8	3.7	6.1	8.5	11.4	14.0	16.5

（資料出所）「平成 30 年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）における退職金の支給率

（モデル退職金・高校卒）に同調査において退職手当があると回答した企業の割合 71.3%をかけた数値として通達で定めたもの

・支給規程

対象従業員の退職手当は次の規程に掲げる条件を満たした場合に支給する。

派遣社員賃金規程 第 2 0 条（退職一時金）より 抜粋

- 1 派遣社員の退職または解雇に際して、退職一時金は支給しない。
- 2 労使協定対象労働者については以下のとおりとする。

（1）会社は満3年以上の勤続年数を有する派遣社員が退職した時は退職一時金を支給する。

（2）勤続年数が3年未満の派遣社員が退職した時には、退職一時金は支給しない。

（3）第1項及び第2項の勤続年数とは、未就労期間または会社と派遣社員との雇用契約が中断した期間が連続2週間以上に達した場合は、継続勤務とはみなさない。つまり、未就労期間または雇用契約の中断が生じた時点で、それまで勤務した労働日数について、労働日・勤務日数として取り扱わない。この場合、同時に退職一時金の勤続年数も初年に戻り、再び契約して就労した日から新に累積を開始することとする。したがって、起算日も次の契約開始日に応じて決定する。

（4）第3項の未就労期間とは、自己都合休職期間（一時帰国を含む）、私傷病休職期間、育児休職期間、介護休職期間とする。

（5）子会社および関連会社での勤続年数は引き継ぎされないこととする。

（6）勤続年数の起算点は退職一時金制度が創設される令和2年4月1日とし、令和2年3月31日以前の勤務期間は勤務年数には算入しない。

（7）勤続年数は計算期間の入社の日（雇用保険の加入日）から退職の日までとし、勤続年数に1年未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

（8）退職一時金の金額は退職時の勤続年数および退職事由に応じて、退職理由別の係数の表に定める月数を、退職時の所定内賃金に掛けた金額とする。
- <退職一時金の計算式>
- 退職時の所定内賃金 × 退職事由別の係数
- 所定内賃金とは、所定労働時間に対し支払われる賃金で、基本給と能力手当をいう。
- （9）退職一時金の支給額を計算する時に、会社都合退職の数字を使うのは、以下の場合とし、それ以外の場合は、自己都合退職の数字を使うこととする。

・会社都合の定義

① 雇用契約期間内に退職勧奨に応じて退職した場合。

② 雇用契約期間に解雇（但し重責解雇を除く）された場合。

・自己都合の定義

① 依願退職および一方的な辞職（任意退職）

② 早期または希望退職

（10）退職一時金は退職の日から1ヶ月以内に支給する。ただし、会社が派遣社員に対し退職の理由を明示する書類等の提出を求めた場合で、会社が指定する提出期限に当該書類が提出されなかった場合は、退職一時金の支給日が退職の日から1ヶ月を超す日となることもある。